

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る2月28日の本会議において、付託されました案件について、3月4日、委員全員出席のもと、委員会を開催しました。

当局に、関係職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果を、ご報告いたします。

付託されました案件は、条例制定8件、請願1件の、合わせて9件です。審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

議案第3号「上野原市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について」は、地方公務員の継続的な勤務を推進するため、職員の配偶者が外国で勤務等をする場合、最大3年間まで休職して生活を共にすることを可能とする内容を定めるものです。

次に、議案第4号「上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長及び職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当は支給しないと定めるものです。

議案第5号「上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び上野原市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、人事院及び山梨県人事委員会の勧告により、市議会議員、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を平準化するとともに、一部を改定するものです。

議案第6号「上野原市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、平成31年度に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当について、6・12月期それぞれを1.875月に減じて支給するものです。

議案第7号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、消費税率、地方消費税率の改定に伴い、関連する22の条例を一括して改正するものです。

議案第9号「上野原市緑地等利用施設条例の一部を改正する条例制定について」は、緑と太陽の丘キャンプ場内にあるテニスコートの利用廃止に伴い条例を改正し、併せて消費税率・地方消費税率の改正も行うものです。

委員からの、当該キャンプ場とテニスコートの利用状況はどうなっているのか、また廃止した後のテニスコートはどうなるのか、という質問については、キャンプ場の利用者は増えていて、現在、収入として年間400万円程度であるが、テニスコートについては、老朽化を要因として、この3年間利用者はゼロとのことで、テニスコートのポールや網等を撤去した後は、キャンプ設営の場として利用していきたいとのことでした。

議案第11号「上野原市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定について」は、中長期的な観点から公共施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化を図る必要があることから、条例を改正するものです。

議案第16号「上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例改正について」は、山梨県が認可するコモアしおつ建築協定の失効に伴い、上野原地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものです。

委員からの、コモアは数回に分けて分譲しているため、地区によって建築協定を締結した日が違うと思うが、今回一括して改正を行うのか、という質問については、現在、7ヶ所の協定については失効、9ヶ所はまだ失効していない状況であるが、その9ヶ所についても、20年が経過した時点で失効になる見込みであるとのことでした。

以上、当局提出の8案件について、採決した結果、議案第6号を除く7案件は、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号「上野原市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定について」は、異議がありましたので、起立採決した結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号「各議員の選挙公約の公開についての請願」は、新しい上野原を創る会 代表 中村光義 氏から提出され、要旨は、今回の市議会議員選挙が無投票となり、市民が選挙公約に接する機会を得ることができなかつたため、議会だより掲載等の方法により選挙公約を公開することを求めるものです。

選挙を所管する選挙管理委員会の職員にも出席を求め見解を聞いたところ、選挙公報はあくまで選挙人が投票にあたって判断する材料を提供するために発行されるもので、選挙が無投票になった時点で公職選挙法の規定により発行を中止するもので、目的外の使用は公職選挙法に抵触する可能性があるとのことでした。

委員からは、本請願には、「選挙公約」という文言が入っており、公職選挙法に抵触する恐れがあるため、この内容を履行することは難しく、市民に対して議員を紹介するのであれば、別の手法を検討すべきとの意見が出されました。

本請願については異議がありましたので、起立採決した結果、反対多数で不採択とすべきものと決定しました。

なお、委員から、四方津駅バリアフリー化の状況と（仮称）談合坂スマートインターチェンジの状況について調査する必要があるという意見がありましたので、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。